

○厚生労働省告示第四十号

酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）第二十八条の規定に基づき、酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一条中「別表第二十第十三号」を「別表第二十第十二号」に改める。

第八条中「別表第二十第十三号」を「別表第二十第十二号」に、「別表第二十第十四号」を「別表第二十第十三号」に改める。